

糸迷続審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第1号 江東区障害者福祉センターでの機能訓練事業における理学療法士との委託契約に関する陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 障害者福祉センターが行う機能訓練事業において、現在委託契約をしている理学療法士の高齢化による業務の遂行不能を回避するため、単年委託契約の年齢上限を 65 歳までと規定するか、社会福祉協議会の職員として雇用契約することにより定年制を適用するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 1) 委託契約のため雇用を想定した定年制の導入は困難である。 2) 社会福祉協議会の職員として採用し、定年制を適用することは、制度上及び運用上困難である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 13 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

福祉部（社会福祉協議会総務課）

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第2号 江東区内の勤労肢体不自由者が必要とする機能訓練支援に関する陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 江東区在住の勤労肢体不自由者が希望する場合、身体障害者福祉法第31条により、障害者福祉センターで相談に応じ、最低限度の機能維持を目的とした機能訓練支援を提供するよう、区に働きかけてください。</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月13日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>1 審査経過 令和元年6月18日 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>1) 障害者総合支援法における地域活動支援センターの定義が記載され、厚生労働省通達において地域活動支援センターII型事業の定義をしている。この定義で「地域において雇用され就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴サービスを実施する」と位置づけられている。</p> <p>2) 障害者福祉センターは、1)の定義に従い、雇用、就労が困難な在宅障害者に対するサービスを想定して事業を実施している。</p>	

継続審査中の請願・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第7号 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択することを求める陳情	1 審査経過 令和元年 6月 18日 令和元年 10月 7日 令和元年 12月 3日 令和2年 3月 6日	
2 請願・陳情の趣旨 主要農作物種子法を廃止する法律の附帯決議遵守に向けて江東区議会として声明文を採択してください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 1) 主要農作物種子法は、昭和27年に戦後の食糧増産という国家的要請を背景に、優良な種子の生産普及を進める必要があるため、都道府県による種子の審査制度等を規定し、制定された。 2) 国の説明では、近年、種子生産者の技術水準の向上等により種子の品質が安定してきており、都道府県による品種試験を義務付ける制度の必要性が低下していることから、良質かつ低廉な農業資材の供給を進めていくとともに、民間事業者が行う種子の生産や供給を促進する観点も踏まえるとして、平成30年4月に廃止された。 3) 廃止法案の審議の際、附帯決議がなされており、国は重く受け止めてしっかりと対応していくたいと説明している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 5月 30日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

未審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第11号 子どもの文化・芸術活動を保障するために児童劇場を有する児童施設の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外2件 1陳情第23号・1陳情第37号)	1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 子どもの文化・芸術活動を保障するために、児童劇場を有する児童施設の新設をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 本区には、平成30年度までは、児童館が18施設、児童会館1施設が運営されていたが、平成30年度をもって児童会館が廃止となり、現在は、児童館18施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童施設の整備計画はないが、平成30年度をもって廃止となった児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、及び児童館機能も有する、児童向け複合施設の整備に着手しており令和4年4月の開設を予定している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年5月31日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷続審査中の請原願・陳情について(厚生委員会)

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 15 号 東電福一事故由来の放射性物質による影響を知るための健康診断実施の陳情	1 審査経過 令和元年 6 月 18 日 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 こどもたちの定期的な健康診断を実施するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 区は、区内複数箇所の空間放射線量及び土壤放射能の測定を継続して実施し、その結果、これまでに国の対応方針及びガイドラインが示す高い線量は検出されず、区民が安心して暮らせる範囲にあると考えている。 一方、福島県では、令和元年 6 月、放射線やがんの専門家からなる県民健診の評価部会において、がんと放射線被曝の関連は認められないとする見解が取りまとめられている。 放射能測定値が高い地域の無い江東区において、現時点で、区民を対象とした健康診断を実施する予定はない。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 3 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 19 号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第25号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること (2) 新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること (3) 新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弾力的に活用できる大型児童交流施設とすること (4) 新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童は原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福祉施設とすること (5) 新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること 	<p>1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童機能を取り入れた、児童向け複合施設を令和4年4月に開設予定である。 (2) 現在運営している児童館では、あり方検討の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。 (3) 新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。 (4) 児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。 (5) 児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子どもの権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。 	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること</p> <p>(7) 有明地或ご地域児童館を設置すること</p> <p>(8) 地域児童館は幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること</p>	<p>(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。</p> <p>(7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である、「有明子ども家庭支援センター」が開設される予定である。</p> <p>(8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。</p>	
<p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>		

系迷続審査中の請願原稿・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>請願・陳情の件名 1 陳情第 21 号の 1 保育園・幼稚園児童等の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること 3) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること 5) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること 6) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p> <p>*2) 4)は文教委員会付託分</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6 月 18 日 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び 3) 令和元年 6 月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約 20 件、今後順次対応を実施していくものが約 50 件である。また約 10 件について、対策の可否や内容を引き続き検討中である。</p> <p>5) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配置を行う考えはない。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月3日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 </p>	<p>6) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めていく。</p>	

糸田統一審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 26 号 保育園児の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>2) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>3) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配配置を進めること</p> <p>4) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須条件とすること</p>	<p>1 審査経過 令和元年 6月 18 日 令和元年 10月 7 日 令和元年 12月 3 日 令和2年 3月 6 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び 2) 令和元年 6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約 20 件、今後順次対応を実施していくものが約 50 件である。また約 10 件について、対策の可否や内容を引き続き検討中である。</p> <p>3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配配置を行う考えはない。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月4日	4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めしていく。	
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第42号 こどもたちが活発に遊べる空間を持つ全天候型施設の江東区児童会館と、有明児童館の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1陳情第61号)</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>(1)区内に用地を求め、新たに児童会館の建設を計画すること</p> <p>(2)新設の児童会館は、乳幼児から青少年までの年齢層が目的別に幅広く利用できるようにすること</p> <p>(3)新設の児童会館は、自然との共生や環境に配慮した屋外運動場も有し、フロアを弾力的に活用できる大型児童交流施設とすること</p> <p>(4)新設の児童会館は、少年期の興味や夢の実現に沿った内容とし、児童は原則利用料無料の施設として、活動内容を吟味した児童福利施設とすること</p> <p>(5)新設の児童会館は、子どもの権利条約第31条の子どもの余暇活動の権利理念に基づくものとすること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1)公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童会館を整備する計画はないが、児童会館跡地を活用し児童館機能も取り入れた、児童向け複合施設を令和4年4月に開設予定である。</p> <p>(2)現在運営している児童館では、あり方検討の中で幅広い年齢層に利用されるような運営を目指すこととしている。</p> <p>(3)新規児童会館の整備予定はないが、各児童館では、天体観望会や各種野外活動など自然との触れ合いを目的とした事業に取り組んでいる。</p> <p>(4)児童館の利用は、夜間貸出施設(団体利用)を除き無料としている。</p> <p>(5)児童館の運営指針の一つである、国のガイドラインには子どもの権利条約第31条の精神が盛り込まれており、子どもの意見の尊重や最善の利益の優先などが示されている。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
(6) 新設の児童会館は、区が今後策定する長期計画に児童福祉施設としての内容が反映されるよう、区民参加で計画立案すること (7) 有明地域に地域児童館を設置すること (8) 地域児童館の幅広い利用者層が使えるよう、施設や予算、人員を充実させること	(6) 各児童館では地域懇談会等の機会に区民の意見や要望を把握しつつ、事業や施設運営の改善に努めている。 (7) 有明地域に新たな地域児童館を整備する予定はないが、令和2年4月に乳幼児家庭の子育て支援施設である、「有明子ども家庭支援センター」が開設される予定である。 (8) 各地域の児童館では、今後も、幅広い利用者層の居場所づくりや事業の実施に取り組んでいく。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の請原頁・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 43 号 子どもの文化・芸術活動を保障するため児童劇場を有する児童施設の新設を求める陳情 (同趣旨の陳情外1件 1 陳情第 62 号)	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 子どもの文化・芸術活動を保障するため、児童劇場を有する児童施設の新設をするよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 本区には、平成 30 年度までは、児童館が 18 施設、児童会館 1 施設が運営されていたが、平成 30 年度をもって児童会館が廃止となり、現在は、児童館 18 施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな児童施設の整備計画はないが、平成 30 年度をもって廃止となった児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、及び児童館機能も有する、児童向け複合施設の整備に着手しており令和 4 年 4 月の開設を予定している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 6 月 27 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育計画課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第44号 保育園等の散歩や園外活動の安全を求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。</p> <p>1) 保育園の園外活動で使用する区道の歩道と車道を直ちに分離するほか、都道等の管理外の道路についても関係機関に分離の要望をすること</p> <p>2) ガードレールや信号機のほか、幼児の通行注意の標識を設置するなど、近隣の保育園から公園への往来時の安全確保について、警察等関係機関と連携し、有効な対策を講じること</p> <p>3) 園外活動では、安全確保に必要な保育士等、保育園職員の増配置を進めること</p> <p>4) 幹線道路を渡らずに済むこと、また、園庭の設置を区の保育園整備の必須要件とすること</p>	<p>1 審査経過 令和元年10月7日 令和元年12月3日 令和2年3月6日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は、以下のとおりである。</p> <p>1) 及び2) 令和元年6月、政府が「未就学児等及び高齢運転者の交通安全緊急対策」を決定し、「未就学児が日常的に集団で移動する経路の緊急安全点検等実施要領」を制定した。当該要領に基づき区により緊急安全点検を実施することとされたため、道路管理者、警察署、保育所等の連携・協力により、点検に取り組んだ。 点検の結果、すでに安全対策を実施したもの（防護柵・警戒標識・路面標示等の設置や信号延長等）が約20件、今後順次対応を実施していくものが約50件である。また約10件について、対策の可否や内容を引き続き検討中である。</p> <p>3) 現在区内全ての認可保育所において基準上必要な保育士数を確保しており、かつ各保育所においても園児数や年齢等に見合った、安全で適正な比率保育士数を配置したうえで活動を実施しているため、区として職員の特別な増配置を行う考えはない。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年6月27日	4) 現状、用地内に園庭を確保できない場合、近隣の公園等を代替遊戯場に設定することで、認可基準を満たす。区としては、まずは待機児童の解消に向け、保育施設の確保を優先することで整備を進めしていく。	
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の言青原貢・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 51 号の 1 介護保険・障害者支援用のレンタル車椅子の改善を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 2 障害者支援用のレンタル車椅子の前輪を利用者の要望に沿った内容に変更できるようにすること *1 は高齢者支援・介護保険制度特別委員会付託分	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 障害福祉サービスとして車椅子の利用が必要な方には、レンタルではなく補装具費の支給制度がある。 支給の決定にあたっては、東京都心身障害者福祉センターで判定を受ける必要があるが、既製品の改造については本人の心身の状態により必要と認められた場合に限られる。 そのため、居住地の近隣に踏切があることを理由とする改造は困難であるが、他の障害福祉サービスの活用により、安全に外出することができることから、その旨の案内を行っている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日		
4 請願・陳情者住所氏名 		

系続審査中の請原・陳情について（厚生委員会）

健康部 健康推進課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 54 号の 2 受動喫煙防止強化・禁煙外来受診促進・路上喫煙注意促進に係る陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	◎参考（区民環境委員会付託分） 1 陳情第 54 号の 1 (1) 区内の路上喫煙禁止、公園等の全面禁煙、歩きたばこ、自転車等乗車中の喫煙禁止を条例で定めること。 (2) 違反者へ罰金等の刑罰を科すこと。 (3) 取り締まり、指導は警察に委託すること。 (4) 公開敷地を禁煙にすること。 (6) 路上喫煙等を注意した者が暴行を受けた場合のために補償・見舞金制度を創設すること。 (7) 違反行為は、警視庁が迅速に対処すること。 (8) こどもの受動喫煙を防ぐため、公園、通学路等の半径 500 メートル程度の路上を禁煙とし、重点的な取締まりを行うこと。 (9) 煙が漏れない公衆喫煙所を整備すること。
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 5 学校や職場、公務員向けの禁煙教育講座を実施すること。また、区で区民、在勤・在学者等への禁煙外来助成制度を創設し、喫煙者を減らし、健康増進に努めること。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 1) 禁煙教育は、喫煙防止教育について学習指導要領に位置付けられ、小学校では、保健の授業の中で病気の予防として、中学校では保健体育の授業の中で、健康な生活と疾病の予防において学習する。 2) 国は職場における受動喫煙防止のためのガイドラインの中で、事業者は労働者に対し、受動喫煙による健康影響等、健康増進法の趣旨等に関する教育を行い、受動喫煙防止対策に対する意識の高揚を図ることとしており、健保組合等による禁煙講座や個別相談など、禁煙サポートが実施されている。 3) 本区をはじめ、特別区の場合、東京都職員共済組合が禁煙講習会の開催や禁煙に取り組む職員に対し、医師のカウンセリング等の事業を実施している。 4) 区民等への禁煙外来助成については、今年度より禁煙外来治療費の本人負担分について 1 万円を上限として補助する。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 9 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系迷系壳審査中の請原題 - 東情について (厚生委員会) 健康部 保健予防課・健康推進課、障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>1 請願・陳情の件名 1 陳情第 56 号の 1 発達障害者支援法に従い、こどもから成人までの発達障害者を手厚く支援することを求める陳情</p> <p>2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1) 発達障害者支援法に基づき、こどもから成人までの早期発見、療育、区内医療機関の児童精神科や、成人の発達障害外来、リハビリテーション、デイケアなどの体制を拡充すること (2) 区が多額の公費を投じて整備した昭和大学江東豊洲病院に、こどもから成人までの発達障害を治療する専門外来、リハビリセンター、入院治療施設を整備すること (4) 区の全ての公務員はもとより、区内の民間事業者に消費者としてのサービス利用や就業等に際して、発達障害者への合理的配慮を徹底させること</p>	<p>1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日</p> <p>2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。</p> <p>(1) 「発達障害者支援法」は平成 17 年に成立施行し、現在、医療、保健、福祉、教育などの各分野で、発達障害者に対する支援が行われているところである。 本区においては、全ての幼児が受診する 1 歳 6 ヶ月健診や 3 歳児健診などにおいて、診察や質問によるスクリーニングを実施し、発達障害の早期からの把握に努めている。 保健相談所では、精神科専門医や心理専門家を交えた経過観察健診や、個別相談、集団療育相談指導を実施し、必要な方には、区内区外の医療機関や療育機関を紹介している。 思春期から成人期の発達障害の支援については、保健相談所における精神保健相談事業で、思春期相談・保健指導を行っており、必要に応じて医療機関やリハビリ機関などを紹介している。専門性が求められることから、東京都立精神保健福祉センターをはじめとする医療機関やリハビリやデイケアを実施している機関と連携し、個々人の状況に応じた支援を行っている。</p>	

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
<p>*(3)は文教委員会付託分</p> <p>3 請願・陳情の受理年月日 令和元年9月9日</p> <p>4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]</p>	<p>(2) 昭和大学江東豊洲病院については、区として産科、小児科、周産期医療に重点を置いた医療機関としての役割を求めている。総合病院であっても、それぞれ特色をもち、専門的な役割を担っている。</p> <p>発達障害については、高い専門性が求められることから、適切な専門医療機関につなげていく。</p> <p>(4) 本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。</p> <p>また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。合理的配慮について相談があった案件において、事業者の対応が適切な対応ではないと考えられる場合には、都条例上合理的配慮の提供は義務であることに加え、合理的配慮の提供方法は一つではなく、申出のあった方法では対応が難しい場合でも「建設的対話」を通じて代替措置の選択も含め、柔軟に対応するよう事業者に対して説明を行っている。</p>	

系迷系完審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 こども家庭支援課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 59 号 こどもの文化・芸術活動を保障する ために児童劇場を有する児童施設の新 設を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 こどもの文化・芸術活動を保障する ために、児童劇場を有する児童施設の 新設をするよう、区に働きかけてくだ さい。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 本区には、平成 30 年度までは、児童館が 18 施設、児童会館 1 施設が運営されていたが、平成 30 年度をもって児童会館が廃止 となり、現在は、児童館 18 施設が運営されている。 公共施設の整備は、長期計画に基づき計画的に進めており新たな 児童施設の整備計画はないが、平成 30 年度をもって廃止となった 児童会館の敷地を活用し、子ども家庭支援センターとこども図書館、 及び児童館機能も有する、児童向け複合施設の整備に着手しており 令和 4 年 4 月の開設を予定している。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 10 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

系続審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

こども未来部 保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 60 号の 1 保育の無償化・待機児童解消・保育士の処遇改善のための必要な措置を求める陳情	1 審査経過 令和元年 10 月 7 日 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 下記の事項について、区に働きかけてください。 (1)保育における給食、食育の重要性や、子どもの貧困状況などを鑑み、全ての子どもの食材費を公費負担とすること (3)指導監督基準を下回る認可外保育施設・事業を無償化の対象外とすること (4)保育現場の実態に即した人員配置を保障する区独自の予算措置と制度構築を行うこと *(2)は文教委員会付託分	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。 (1) 元年 10 月から幼児教育・保育の無償化開始に伴い、国ではこれまで認可保育園施設の保育料に含まれるとしていた 3 歳から 5 歳の副食費について新たに保護者の実費負担とした。本区では、主食費同様に公費負担とした。 (3) 指導監督基準を満たさない認可外保育施設、事業を無償化の対象外とすることについては、認可保育施設に入れずにやむなく認可外保育施設を利用している現状である。そのため、国においても 5 年間の猶予期間を設けて対象としており、本区も同様の取り扱いとするものである。区では今後、確認申請が出た施設の状況について、保育施設を訪問し、保育環境の確認を行っていく。 (4) 国の公定価格による人件費を含む保育施設の運営費や、東京都独自の運営費補助のほかにも、江東区ではこれに上乗せを行い、保育内容の充実を図るために、各認可保育所、認証保育所等に対して運営費補助を行っている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 10 日		

件 名	委 員 会 審 査 の 經 過	備 考
4 請願・陳情者住所氏名 		

系迷続審査中の請原願・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 63 号 江東区障害者差別禁止条例の策定に関する陳情	1 審査経過 令和元年 12 月 3 日 令和 2 年 3 月 6 日	
2 請願・陳情の趣旨 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に基づく、江東区障害者差別禁止条例を策定するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 東京都において平成 30 年 10 月 1 日に「東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例」が施行されていることから、同主旨の条例を本区において制定する考えはない。 なお、本区においては「江東区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」において障害を理由とする差別の禁止に関し、職員が適切に対応するために必要な事項を定め、窓口における来庁者の対応、職員として雇用している障害者を含め、合理的配慮の提供に努めている。 また、障害者施策課において、障害を理由とする差別に関する相談窓口を設けており、障害者や介護者からの相談に応じている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 9 月 30 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

継続審査中の請原題・陳情について（厚生委員会）

こども未来部 保育課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 1 陳情第 71 号 公定価格の改善、待機児童解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書の提出を求める陳情	1 審査経過 令和2年3月6日	
2 請願・陳情の趣旨 公定価格の改善、待機児童の解消、保育士の処遇改善のための必要な措置を求める意見書を国に提出してください。	2 審査概要 理事者から説明は以下のとおりである。 (1 陳情第 60 号の 1 と一括審議) 4月一斉入所の認可保育園の申し込み状況を見る限り、本区の保育園では、大きな影響はなかったと考えている。 公定価格については、保育園の運営経費に当たるものであるが、本区ではそのほかの運営経費の補助を行っており、運営費が不十分であると考えていない。今後のさらなる保育の充実など、国として行っていく場合には、国が責任をもって費用を負担するものと考える。 例年、特別区長会において、国の政策および予算に関する要望書を提出している。加算項目等の見直し等については、国で例年検討していると考えている。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和元年 12 月 24 日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		

糸迷糸充審査中の言青原頁・陳情について（厚生委員会）

障害福祉部 障害者施策課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第3号 障害者福祉施設リバーハウス東砂 及び障害者受け入れに関する陳情	1 審査経過 令和2年3月6日	
2 請願・陳情の趣旨 医療的ケアの必要な重度の遷延性 意識障害者に関する下記の事項につ いて、区に働きかけてください。 (1) 当該障害者のために、短期入所 施設の拡充と質的充実を図ること (2) 当該障害者の介護者のために、 リバーハウス東砂にレスパイト枠 をつくること (3) 当該障害者のために、リバーハ ウス東砂の介護機器用具などを充 実させること。また、介護になれ ているケアスタッフを付き添わせ ること	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 (1) 及び(3) 区内の短期入所施設（福祉型）は、指定管理施設で あるリバーハウス東砂のみであり、医師・看護師が常駐しておら ず、医療的ケアを行う設備もないことから当該障害者は利用対象外 である。医療的ケアを必要とする方を安全に支援するため、福祉型 施設において実施可能な医療的ケアの項目は、病院や医療型施設と 比較して限定的なものとなる。 医療的ケアを必要とする方の介護者のレスパイトを目的とする短 期入所利用については、医療的ケアを必要とする方を受け入れ可能 な区外の病院や医療型施設等を利用することとなる。 (2) リバーハウス東砂においては緊急一時保護（区独自事業）も行っ ているが、短期入所を利用する方は利用対象外となっているた め、当該障害者は利用対象外である。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年1月22日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]	区としては、相談支援の中で必要な情報を適切に提供していくこ とも含め、障害当事者や介護を行う家族に適切な支援ができるよ う、取り組んでいく。	

糸巻系審査中の請原題・陳情について(厚生委員会)

健康部 保健予防課

件 名	委 員 会 審 査 の 経 過	備 考
1 請願・陳情の件名 2 陳情第5号 産婦健康診査の助成事業の新設を求める陳情	1 審査経過 平成2年3月6日	
2 請願・陳情の趣旨 全ての産婦を対象とした産婦健康診査に係る費用の助成を実施するよう、区に働きかけてください。	2 審査概要 理事者からの説明は以下のとおりである。 産婦健康診査は、出産後の早期に、産婦の心身の状況を把握し支援を行うことができる大切な機会である。しかし、実質的に産婦健康診査を行っていくにあたり、課題が2点ある。 (1) 現在、区内での出産数がおよそ4割にとどまるために、区としては全産婦を対象とするので、区外出産をした産婦を考慮し、都内区市町村での相互乗り入れ体制の構築が必須である。 (2) 産後うつなど産婦のこころの状態を把握した際は、その支援のために、都内の精神科医療機関との連携体制の構築が求められる。 こうした課題について、解決を図ることが必要である。 これら課題は、都内の区市町村すべてに共通の課題であり、都は現在、産科医療機関に対して産婦健診についての状況を確認しているところである。	
3 請願・陳情の受理年月日 令和2年2月6日		
4 請願・陳情者住所氏名 [REDACTED]		